

奈良県営競輪場再整備・運営事業

優先交渉権者選定基準

目 次

1.	本書の位置づけ	1
2.	優先交渉権者選定の基本的な考え方.....	1
3.	審査の流れ	2
4.	プロポーザル参加資格審査	3
5.	提案審査	3
6.	優先交渉権者の選定	6

1. 本書の位置づけ

本書は奈良県（以下「県」という。）が「奈良県営競輪場再整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者グループ（以下「事業者」という。）を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定するための基準を定めるものである。

2. 優先交渉権者選定の基本的な考え方

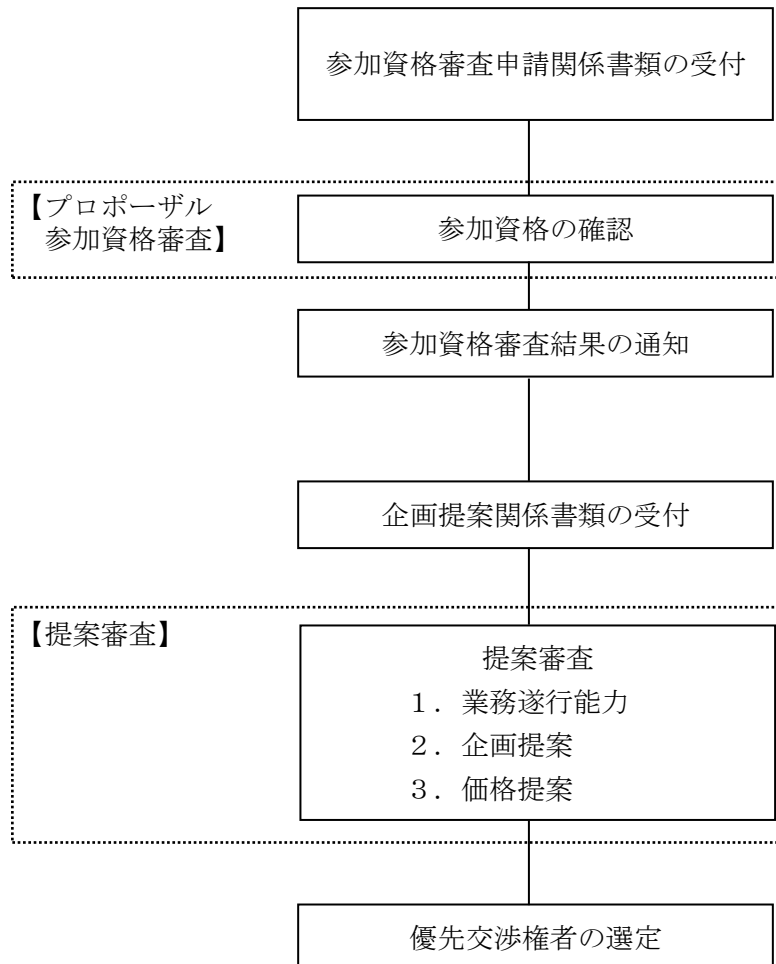
優先交渉権者の選定にあたっては、複数の民間事業者（以下「構成企業」という。）から構成される事業者グループ（以下「参加事業者グループ」という。）からの企画提案、事業費等を総合的に審査し、本選定基準に定めた方法により算出された総合評価点の高い者から順に契約交渉権を付与するものとする。

審査は、プロポーザル参加資格審査と提案審査の２段階で実施する。参加資格審査においては、提出された参加資格審査申請関係書類を確認し、参加資格を有することが確認された者に対して企画提案関係書類の提出を求めるものとする。

学識経験者等から構成される「奈良県営競輪場活性化等検討委員会」（以下「審査委員会」という。）において、参加事業者グループからの企画提案を審査し、その審査結果に基づき、評価点が高い者を優先交渉権者、２番目に高い者を次順位交渉権者として決定する。

なお、委員に対し、参加事業者グループ又はその関係者が直接・間接を問わず連絡、面会、情報提供、依頼等を行うことを一切禁止する。左記の行為が判明した場合は、契約の不締結・解除等の対応をとることがある。

3. 審査の流れ



4. プロポーザル参加資格審査

プロポーザル参加資格審査は、参加事業者グループが本事業の実施を担う民間事業者として適正な資格と必要な能力を有することを確認するものであり、募集要項等に定める参加資格要件の有無について確認する。

県は、参加事業者グループが提出した参加資格審査申請関係書類について、資料作成の不備の有無及び募集要項等に定める参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び参加資格要件が無いと認められる者を失格又は応募の無効とする。

5. 提案審査

提案審査は、優先交渉権者を選定するために参加事業者グループが提出した企画提案関係書類（以下「企画提案書等」という。）を審査するものであり、審査委員会が「評価基準」（別記）に基づいて評価する。

提案審査の手順は次のとおりである。

（1）企画提案関係書類の内容確認

参加事業者グループから提出された企画提案関係書類の内容を確認し、書類の不備や、明らかに要求水準を満たしていないことが確認された場合には、失格とする。

なお、企画提案書等に疑義がある場合には、内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

（2）企画提案等の評価

I. 企画提案書等の位置づけ

企画提案書等の内容は、本事業の実施に関する契約（以下「契約」という。）にその内容が反映されるとともに、事業者はこれを履行しなければならないものとする。

また、県が企画提案書等の内容について確認するために行った質問に対して回答した内容についても同様とする。

なお、企画提案書等の内容が、質問回答書及び要求水準書等で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して企画提案書等はこれらに優先する。また、企画提案書等に記載された事項の実施可否等については、優先交渉権者決定後に、県と協議の上、県の承諾を受け決定する。なお、左記協議時において、企画提案書等に記載された事項について、県が実施内容の変更又は取消等を指示することがある。

加えて、企画提案書等における図面は本事業実施にあたり拘束力を有するものではなく、本事業実施に用いる正式な図面は、契約後に県との協議・調整を経て確定する。

表 1. 評価項目・提案項目

評価項目・提案項目	配点	計
１．業務遂行等能力		
① 構成企業の実績等に関する事項	110	150
② 配置技術者の実績に関する事項	40	
２．企画提案		
① 事業全体に関する事項	75	550
② 事業統括管理業務に関する事項	75	

③ 競輪場再整備業務に関する事項	200	
④ 競輪場維持管理業務・競輪場運営業務に関する事項	200	
3. 提案価格		
① 競輪場再整備業務に係る費用	160	
② 競輪場維持管理業務・競輪場運営業務に係る費用 (事業統括管理業務を含む)	140	300
合計		1000

Ⅱ. 「1. 業務遂行等能力」の評価方法

「評価基準」（別記）に基づき評価点を算出する。

各評価項目における同種業務及び類似業務は表2のとおりとする。

同種業務A～C及び類似業務Aの実績は、それぞれ過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日）に国又は地方公共団体から受託した業務であり、令和8年3月31日までに完了していることを要件とする。

表2. 同種業務及び類似業務

業務の種類	業務の内容
同種業務A	公営競技施設（競輪・中央競馬・地方競馬・競艇・オートレース）又は観客席200席以上を有するスポーツ施設（球場・スタジアム・アリーナ・競技場・体育館等）で、延床面積2,500㎡以上（建物1棟における延床面積（屋内面積に限る）であること。改築又は増築では当該部分を指す（既存部分は含まない）。）の新築・改築・増築にかかる業務
類似業務A	公営競技施設（競輪・中央競馬・地方競馬・競艇・オートレース）及び観客席200席以上を有するスポーツ施設（球場・スタジアム・アリーナ・競技場・体育館等）以外の公共施設で、延床面積2,500㎡以上（建物1棟における延床面積（屋内面積に限る）であること。改築又は増築では当該部分を指す（既存部分は含まない）。）の官民連携事業による新築・改築・増築にかかる業務 ※官民連携事業とは、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して施設の整備等を行う事業（PFI手法、DBO方式、DB方式、ECI方式等）を指す。
同種業務B	延床面積2,500㎡以上（建物1棟における延床面積（屋内面積に限る）であること。改築又は増築では当該部分を指す（既存部分は含まない）。）の新築・改築・増築にかかる業務
同種業務C	競輪場における運営包括業務 ※競輪場における運営包括業務とは、車券発売・ファンサービス・施設管理を含む競輪開催にあたる業務を一括して委託する業務を指す。

Ⅲ. 「２．企画提案」の評価方法

審査委員にて「評価基準」（別記）に基づき評価を行う。

委員１名あたりの持ち点を５５０点とし、表３に従い各項目の評価を得点化し各項目について平均点を合計した点数を企画提案の評価点とする。

なお、「企画提案書」（様式７）及び「企画提案概要版」の作成（企画提案書参考資料を除く）にあたっては、「企画提案書作成の留意点」（資料３）を参照すること。

表３．５段階の評価内容と点数化の方法

評価	評価内容	得点化方法
A	当該評価項目において、評価の視点を十分に満たし、特に秀でて優れた提案がある	各項目の配点×1.0
B	当該評価項目において、評価の視点を十分に満たし、秀でて優れた提案がある	各項目の配点×0.8
C	当該評価項目において、評価の視点を満たす優れた提案がある	各項目の配点×0.6
D	当該評価項目において、評価の視点に沿った提案ではあるが、具体性・実現性・独自性の点で十分とはいえない	各項目の配点×0.4
E	当該評価項目において、評価の視点に対する具体的な提案がない、または評価の視点に合致していない	各項目の配点×0.2

Ⅳ. 「３．提案価格」の評価方法

「評価基準」（別記）に基づき評価点を算出する。

また、ネーミングライツの提案があった場合は、整備費からネーミングライツ提案金額を減じた額を競輪場再整備業務に係る提案価格として評価する（整備費として評価する提案価格＝整備費－ネーミングライツ提案金額）。

なお、提案金額（率）が上限価格（率）を上回るものは失格とする（整備費にあたっては、ネーミングライツ提案金額を減じる前の整備費が支払限度額を下回ること。）。

i. 下記ア及びイの項目については、表４のとおり評価点を算出する。

- | |
|---|
| <p>ア 競輪場再整備業務に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備費（ネーミングライツ提案金額を減じた額） <p>イ 競輪場維持管理業務・競輪場運営業務に係る費用（事業統括管理業務を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本場開催経費（整備前・整備中・整備後）＜委託料＞ ・場外開催経費（整備前・整備中・整備後）＜委託料率＞ |
|---|

表４．整備費及び開催経費の評価にかかる算定式

$$\text{各項目における評価点} = \text{各項目の配点} \times \frac{\text{上限価格(又は率)} - \text{提案価格(又は率)}}{\text{上限価格(又は率)} - \text{価格評価基準額(又は率)}}$$

※１ 価格評価基準額は、以下の通り設定する。

・整備費：当該上限価格の90% ・整備費以外：当該上限価格（又は率）の92% ※2 価格評価基準額は、上限価格（又は率）と同様の位取りとなるよう、切り捨てにより算出する。 ※3 各項目における配点を上限点数とする。（評価基準額（率）を下回る提案があった場合も価格配点以上の採点はしない。）
（例）整備費における評価の割合 価格評価点(上限 160 点)= $\text{配点(160 点)} \times \frac{\text{上限価格(10,518,174 千円)} - \text{提案価格}}{\text{上限価格(10,518,174 千円)} - \text{価格評価基準額(9,466,356 千円(10,518,174 千円} \times 90\%))}$

ii. 下記ウの項目については、表5のとおり評価点を算出する。

ウ 競輪場維持管理業務・競輪場運営業務に係る費用（事業統括管理業務を含む） ・収益保証（整備後）
--

表5. 整備後における収益保証の評価にかかる算定方法

7 億円 ≤ 提案金額	・・・	10 点	6 億円 ≤ 提案金額 < 7 億円	・・・	8 点
5 億円 ≤ 提案金額 < 6 億円	・・・	6 点	4 億円 ≤ 提案金額 < 5 億円	・・・	4 点
3 億円 ≤ 提案金額 < 4 億円	・・・	2 点			

V. 評価点の取り扱い

各項目の小計において、小数点以下第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。

全項目の合計値において、小数点以下第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。

6. 優先交渉権者の選定

提案者が2人以上（失格者を除く）いる場合は、評価点合計が満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を優先交渉権者として選定する。

提案者が1者（失格者を除く）のみであった場合についても審査を実施し、評価点合計が満点の6割以上の者であれば、優先交渉権者として選定する。

なお、最高点の者が複数の場合は、提案価格における点数の最も高い者を優先交渉権者とし、提案価格における点数も同点の場合については、当該提案者から提案価格のみを再提案させ、提案価格が最も安価な者を候補者とする。

また、適切な提案がない場合（評価点合計が満点の6割未満）には、事業予定者として選定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続を中止する。

【別記】評価基準

評価項目・提案項目		評価内容		評価方法		配点	配点小計	評価対象様式 (確認書類を除く)		
1. 業務遂行等能力								150		
① 構成企業の実績等に関する事項										
構成企業の実績 (※グループで応募する場合、各業務における構成企業のうち、1者以上に該当があれば良いものとする。)	設計業務にあたる者					60	20	様式 6－2		
	設計業務の実績	設計業務にあたる者に同種業務 A 又は類似業務 A の設計業務を受託した実績があるか。 ※元請けの場合の実績に限る。共同企業体の構成企業としての実績にあっては、出資比率に関わらず構成員として設計を行った場合に限る。		同種実績あり：配点×1.0 類似実績あり：配点×0.5 実績なし：0点 (実績 1 件まで評価し、重複して加点は行わない)						
	施工業務にあたる者									
	施工業務の実績	施工業務にあたる者に同種業務 A 又は類似業務 A の施工業務を受託した実績があるか。 ※元請けの場合の実績に限る。 ※甲型共同企業体での実績については出資比率20%以上の構成員として施工を行った場合に限る。 ※乙型共同企業体及び甲乙併用型共同企業体での実績については出資比率に関わらず構成員として施工を行った場合に限る。		同種実績あり：配点×1.0 類似実績あり：配点×0.5 実績なし：0点 (実績 1 件まで評価し、重複して加点は行わない)						
	競輪場維持管理業務・競輪場運営業務にあたる者									
	競輪場運営包括業務の実績	競輪場維持管理業務・競輪場運営業務にあたる者に同種業務 C の業務を受託した実績があるか。 ※元請けの場合の実績に限る。共同企業体の構成企業としての実績にあっては、出資比率に関わらず代表構成員（代表企業）として運営を行った場合に限る。		同種実績あり：配点×1.0 実績なし：0点		20	様式 6－4			
社会的評価 (グループで応募する場合、各項目について、競輪場維持管理業務・競輪場運営業務における構成企業のうち、1者以上に該当があれば良いものとする（「障害者雇用人数」及び「公契約条例違反の有無」の項目を除く。)	競輪場維持管理業務・競輪場運営業務にあたる者					50	10	様式 6－5～ 様式 6－1 0		
	女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況 (上限 1 0 点)	えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無		認定あり：配点×1.0 認定なし：0点					10	
		女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無（※1） ※上記項目に該当する場合、重複して加点を行わない。		策定あり：配点×1.0 策定なし：0点					5	
	障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況 (複数の項目で該当がある場合、合計点にて採点を行い、上限は 1 0 点とする。)	障害者の雇用人数 【単独で応募し、法定事業者（常用雇用労働者数40.0人以上）の場合】 ・労働者数×法定雇用率（小数点以下切り捨て）との比較 【単独で応募し、その他の事業者（常用雇用労働者数40.0人未満）の場合】 ・障害者雇用の有無 【グループで応募する場合】 ・グループの障害者雇用率＝（各構成企業の雇用する障害者数の合計/構成企業の従業員数の合計）		【単独／法定事業者】 雇用率3.8%以上：配点×1.0 不足人数なし：配点×0.5 不足人数あり：0点 【単独／その他の事業者】 障害者雇用あり：配点×1.0 障害者雇用なし：0点 【グループでの応募（障害者雇用率）】 3.8%以上：配点×1.0 2.5%以上3.8%未満：配点×0.5 2.5%未満:0点					10	10
		障害者職場実習の受入実績の有無（※2） （1 回あたりの実施日数が 3 日以上の職場実習受入実績の有無）		実績あり：配点×1.0 実績なし：0点					5	
		障害者就労施設等（※3）への物品調達、業務委託等の発注実績の有無（年間 1 0 万円以上の発注実績の有無）		実績あり：配点×1.0 実績なし：0点					5	
	保護観察対象者等の雇用の状況 (上限 1 0 点)	協力雇用主登録の有無 ※下記項目に該当する場合、重複して加点を行わない。		登録あり：配点×1.0 登録なし：0点					1	10
		更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者の雇用の有無		雇用あり：配点×1.0 雇用なし：0点					10	
	環境に配慮した事業活動の状況	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証の有無		登録又は認証あり：配点×1.0 登録又は認証なし：0点					10	
	人権意識の向上に係る取組の状況	自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施の有無（※4）		実績あり：配点×1.0 実績なし：0点					10	
公契約条例違反の有無	公契約条例違反による過料又は入札参加資格停止措置があるか。 ※過去 3 年間に公契約条例違反による過料又は入札参加資格停止措置を受けたことがある場合、その回数×1 0 点を減点する。 なお、グループの場合は、各構成企業の回数を合計して計算する。ただし、減額の上限は 5 0 点とする。									
② 配置技術者の実績に関する事項										
配置技術者の実績	設計業務にあたる者					40	20	様式 6－1 2		
	管理技術者の実績	管理技術者に管理技術者、建築（総合）主任担当技術者、建築（総合）担当技術者として、同種業務 A 又は類似業務 A の設計業務に携わった実績があるか。 ※元請けの場合の実績に限る。共同企業体の構成企業での実績にあっては、出資比率に関わらず構成員として設計を行った場合に限る。		同種実績あり：配点×1.0 類似実績あり：配点×0.5 実績なし：0点 (実績 1 件まで評価し、重複して加点は行わない)						
	施工業務にあたる者									
	監理技術者（候補者）の実績	建設代表企業における監理技術者（候補者）に監理技術者、現場代理人、主任技術者、担当技術者として、同種業務 B の施工業務に携わった実績があるか。 ※甲型共同企業体での実績については出資比率20%以上の構成員として施工を行った場合に限る。 ※乙型共同企業体及び甲乙併用型共同企業体での実績については出資比率に関わらず構成員として施工を行った場合に限る。 ※候補者（最大 3 名まで設定可能）のうち、最低点となるものを評価点とする。（例：2 名は同種実績あり・1 名は実績なしの場合は、0 点）		同種実績あり：配点×1.0 実績なし：0点		20	様式 6－1 3			

様式6－2

様式6－3

様式6－4

様式6－5～
様式6－10

様式6－12

様式6－13

評価項目・提案項目			評価内容	評価方法	配点	配点 小計	評価対象様式 (確認書類を除く)	
2. 企画提案								550
① 事業全体に関する事項								
事業全体の理解及び実施方針	理解度・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。			※「優先交渉権者選定基準」を参照	5	75	様式 7－2 (A 3・1 枚)
	現状分析・基本方針	現在の施設の状況並びに競輪事業が置かれている経営環境及び他の競輪場との相違点等も考慮した上で、奈良競輪場の現状分析を詳細に行い、課題等を明確に抽出しているか。 上記の課題等への対応を踏まえ、本事業の趣旨を十分理解した基本方針となっているか。				10		
	実現性	実施方法等について、具体的かつ実現性のある提案がされているか。 令和 1 2 年度からの施設リニューアルオープンや国民スポーツ大会（リハ大会を含む）の開催を見据え、事業の流れが具体的に提案されているか。				15		
	リスク対応	予想されるリスクを適切に把握した上で、リスク回避策及び顕在化したリスクに対する適切な対応方針が具体的に提案されているか。 また、バックアップ体制等の方策等、事業の継続性の確保に対する対応方針が具体的に提案されているか。				5		
	創意工夫の活用	民間の技術力や創意工夫を活かした整備や運営等を行う姿勢が示されているか。 また、本事業全体において、費用縮減に資する方針や取組が具体的に効果的に提案されているか。				10		
	柔軟な対応・調整	予期せぬ課題が発生した場合等において、柔軟な対応や効果的な対案を示す姿勢が示されているか。				5		
	関係者等とのコミュニケーション	競輪関係者や周辺住民等に対して、十分な対話を行い、説明責任を果たす姿勢が示されているか。				5		
地域経済への貢献	地元の雇用機会の創出	本事業の整備中及び整備後等において、地元の雇用機会の創出や地域経済の活性化に関して、具体的かつ効果的な提案がされているか。				10		様式 7－3 (A 4・1 枚)
	県産品の積極的活用	本事業の整備中及び整備後等において、県産品の積極的活用や物品調達など、県内消費に貢献する優れた提案がされているか。				10		
② 事業統括管理業務に関する事項								
事業統括管理業務関連	事業管理・実施体制	競輪場再整備業務を含む事業全体を統括でき、建設コストや技術的事項を含め適切な調整・協議が行える事業統括管理責任者が配置されているか。			※「優先交渉権者選定基準」を参照	20	75	様式 7－4 (A 3・1 枚)
		事業期間を通じて一貫したコスト・品質管理を行う体制及び、事業進捗段階ごとの各業務における円滑な連携・移行を見据えた仕組みや体制が具体的かつ適切に示されているか。 また、事業者内での役割、責任分担、連携・協力・補完にかかる仕組みや体制が具体的かつ適切に示されているか。				20		
		円滑な事業遂行のため、県と事業者の間での役割分担、事業調整、事業管理、情報共有にかかる仕組みや体制が具体的かつ適切に示されているか。				15		
	セルフモニタリング	実効性の高いセルフモニタリングの仕組みや体制が具体的に示されているか。				15		
	情報管理	個人情報の漏えい等がないよう適切に管理できる仕組みや体制が具体的に示されているか。				5		
③ 競輪場再整備業務に関する事項								
再整備計画	全体計画	競輪事業の効率的な運営に資する施設配置になっているか。			※「優先交渉権者選定基準」を参照	50	200	様式 7－5 (A 3・2 枚以内)
		来場者や選手にとって適切な機能・規模となっているか。 また、過大な施設とならないよう、開催規模（GⅢ・FⅠFⅡ・場外発売のみ等）に応じた効率的・効果的な施設運用・活用が提案されているか。						
		競輪場敷地全体を有効に活用した施設計画が提案されているか。						
		施設計画（民間提案エリアを含む）において、騒音対策・悪臭対策・振動対策・光害対策・廃棄物対策・交通対策・歩行者安全対策・防犯対策等、周辺地域及び来場者への対策が提案されているか。 また、安全で円滑な駐車駐輪計画となっているか。						
	施設計画	コンセプトを踏まえ、新たな競輪場にふさわしい外観デザインや内装デザインとなっているか。 また、周辺の街並みに配慮した外観デザインとなっているか。				80		様式 7－6 (A 3・2 枚以内)
		地域特性（インバウンド等）や幅広い利用者層への対応（子ども・女性・高齢者等）を含めて、来場者の利便性や快適性を向上させる工夫がされているか。 選手の利便性や快適性を向上させる工夫がされているか。						
		ライフサイクルコストの抑制、施設の長寿命化に配慮し、長期にわたり計画的かつ効率的な提案がされているか。						
		カーボンニュートラルの推進等、環境負荷の低減に配慮した計画となっているか。 新築建物におけるZEB・ZEH化の実現に向けた検討の上、施設計画が提案されているか。						
		県産木材を積極的に利用した提案がされているか。						
		地域住民・周辺環境をはじめ、競技及び観戦環境に配慮したナイター設備計画となっているか。 魅力ある観戦空間の形成（演出効果を含む）に資するナイター設備計画となっているか。						
		自転車競技の普及やスポーツ振興に資する地域住民や子どもの居場所となる地域に親しまれる空間が提案されているか。 新スタンド等ファンゾーンとの調和・連携に配慮された提案となっているか。						
	民間提案エリア	令和 1 2 年度の施設リニューアルオープンや国民スポーツ大会（リハ大会）の開催を見据え、設計施工一括発注の利点を踏まえた効率的な工程計画（設計期間を含む）が提案されているか。 設計施工期間を通じ、工程遅延を防止する取組方針・手法に関して、具体的かつ効果的な提案がされているか。				40		様式 7－7 (A 3・1 枚)
		実施手順	施工中において、騒音対策・悪臭対策・振動対策・光害対策・交通対策（工事車両の管理方法を含む）等、周辺地域等への対策が提案されているか。 施工中における北側用地での場外発売を踏まえ、来場者の安全性に配慮した提案となっているか。					
	設計施工期間を通じ、提案時の価格を維持する取組方針・手法・体制に関して、具体的かつ効果的な提案がされているか。							
	④ 競輪場維持管理業務・競輪場運営業務に関する事項							
運営計画	運営体制	十分な専門知識やノウハウを持った人員が配置されるとともに、事務局内での役割、責任、連絡、指示系統にかかる仕組みや体制が具体的かつ適切に示されているか。				30		様式 7－9 (A 3・1 枚)
	業務の効率化	車券発売払戻、駐車場誘導、警備、清掃等の競輪場運営（民間提案エリアを含む）において、適切な人員配置や業務効率化がなされた提案となっているか。				30		
	維持管理	施設特性・各施設の状態（北側敷地を含む）・想定される利用状況等（民間提案エリアを含む）に応じて、点検・修繕、事故防止、安全確保、環境衛生管理、植栽管理、清掃管理等にかかる方法や体制が具体的かつ適切に示されているか。				20		
事業効果・ 成果見込み	集客・売上向上策	本場開催日や場外発売日における新規来場者促進、客離れ防止に効果的なサービス、飲食売店等を含むファンサービス、イベント等企画による売上向上策のほか、インターネット投票（電話投票含む）や委託場外販売の売上向上策が提案されているか。 なお、付帯事業を行う場合、競輪場運営だけでなく地域振興にも資する付帯事業が提案され、体制や人員配置が具体的かつ適切に示されているか。			※「優先交渉権者選定基準」を参照	50	200	様式 7－1 0 (A 3・2 枚以内)
	再整備による 効果・変化予測	再整備前後において、収支状況と運営方針・利用環境が相互に密接な関係すること及び、今後の社会環境の変化・開催形態の多様化・施設等の老朽化を踏まえ、中長期的（令和 9 年度～令和 1 6 年度）な売上や経費を含めた施行者収益の予測が具体的かつ適切に示されているか。 また、施行者収益以外の定量的・定性的な効果や変化予想が具体的かつ適切に示されているか。				30		
地域・社会への配慮・対策	周辺地域への配慮	競輪場運営（民間提案エリアを含む）での騒音対策・悪臭対策・振動対策・光害対策・廃棄物対策・交通対策・歩行者安全対策・防犯対策等、周辺地域及び来場者への対策が提案されているか。				20		様式 7－1 1 (A 3・1 枚)
	ギャンブル依存症対策	ギャンブル等の依存症対策に関して効果的な取組内容が提案されているか。				20		

評価項目・提案項目		評価内容	評価方法	配点	配点 小計	評価対象様式 (確認書類を除く)
3. 提案価格					300	
① 競輪場再整備業務に係る費用						
整備費（ネーミングライツ総額を減じた額）	◆整備費の配点【160点】× {（上限価格【10,518,174千円】－提案価格）／（上限価格【10,518,174千円】－価格評価基準額【9,466,356千円】） } ※「優先交渉権者選定基準」を参照		160	160		
② 競輪場維持管理業務・競輪場運営業務に係る費用（事業統括管理業務を含む）						
本場開催経費（整備前・整備中・整備後）＜委託料＞	◆左記開催経費の配点の配点【100点】× {（上限価格【6,854,325千円】－提案価格）／（上限価格【6,854,325千円】－価格評価基準額【6,305,979千円】） } ※「優先交渉権者選定基準」を参照		100	100		
場外開催経費（整備前・整備中・整備後）＜委託料率＞	◆左記場外開催経費のうちGP・GⅠ・GⅡにかかる配点【8点】× {（上限委託料率【10.087％】－提案委託料率）／（上限委託料率【10.087％】－価格評価基準率【9.280％】） } ※「優先交渉権者選定基準」を参照		8	30		
	◆左記場外開催経費のうちGⅢにかかる配点【11点】× {（上限委託料率【11.363％】－提案委託料率）／（上限委託料率【11.363％】－価格評価基準率【10.453％】） } ※「優先交渉権者選定基準」を参照		11			
	◆左記場外開催経費のうちFⅠ・FⅡにかかる配点【11点】× {（上限委託料率【12.925％】－提案委託料率）／（上限委託料率【12.925％】－価格評価基準率【11.891％】） } ※「優先交渉権者選定基準」を参照		11			
収益保証（整備後）	◆収益保証の提案金額ごとに、以下の採点を行う。 7億円≦提案金額・・・10点 6億円≦提案金額＜7億円・・・8点 5億円≦提案金額＜6億円・・・6点 4億円≦提案金額＜5億円・・・4点 3億円≦提案金額＜4億円・・・2点		10	10		

【注釈】

- ※1・計画期間が満了していない行動計画に限る。
・一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常用雇用労働者数が100人以下の事業主）を対象とする。
- ※2 以下の場合を対象とする。
① 特別支援学校の生徒又は障害福祉サービス事業（就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設が支援を行っている障害者を受け入れた場合
② 障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れた場合
- ※3 ① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等
ア 障害者支援施設
イ 地域活動支援センター
ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
カ 施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
キ 在宅就業障害者
ク 在宅就業支援団体
② 施設等に対して物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

- ※4 当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、以下の場合を対象とする。
① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料（冊子・DVD等）を用いて自社の従業員に研修を実施した場合
② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け自社の従業員に研修を実施した場合
③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合
＊ 公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する法人）とする。
＊ その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とする。